

### Ⅲ. 各地区建築協定運営委員会の設置に関する規定について

佐倉白銀ニュータウンの第一地区・第二地区・第三地区の建築協定の運営に関する事項を処理するために、各地区の建築協定運営委員会設置に関する規定を策定し、各地区の自治会班長が運営委員会のメンバーになることを定める。

ただし、実際の運営に当たっては、現在の建築・緑化協定運営委員会と同様に、三地区の合同の運営委員会で実施するものとする。

第二号議案については、一括して賛否を問いますが、議決に当たっては、各地区の管理組合員の人数をもとに、その過半数を基準として、三地区別々に決議するものとします。

#### (1) 「佐倉白銀ニュータウン」第一地区建築協定運営委員会の設置に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、「佐倉白銀ニュータウン」第一地区建築協定の運営に関する事項を処理するための運営委員会の設置方法について定める。

(設置方法)

第2条 「佐倉白銀ニュータウン」第一地区建築協定運営委員会は、第二地区建築協定運営委員会及び、第三地区建築協定運営委員会との合同運営委員会として設置する。

(委員)

第3条 合同運営委員会に派遣する委員は、第一地区に所属する「当該年度の自治会班長」とする。

(有効期間)

第4条 この規定の有効期間は、「佐倉白銀ニュータウン」第一地区建築協定書の有効期間と同一とする。

(役員)

第5条 第一地区独自の役員は選出せず、合同運営委員会の役員にその任務をゆだねる。

(補則)

第6条 合同運営委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は、別に「合同運営委員会の設置に関する規定」に定める。

(附則)

認可通知書は、合同運営委員会が保管し、その写しを協定者が保管する。

「佐倉白銀ニュータウン第一区建築協定区域」

佐倉白銀ニュータウン  
第一区建築協定区域



## (2) 「佐倉白銀ニュータウン」第二地区建築協定運営委員会の設置に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、「佐倉白銀ニュータウン」第二地区建築協定の運営に関する事項を処理するための運営委員会の設置方法について定める。

### (設置方法)

第2条 「佐倉白銀ニュータウン」第二地区建築協定運営委員会は、第一地区建築協定運営委員会及び、第三地区建築協定運営委員会との合同運営委員会として設置する。

### (委員)

第3条 合同運営委員会に派遣する委員は、第二地区に所属する「当該年度の自治会班長」とする。

### (有効期間)

第4条 この規定の有効期間は、「佐倉白銀ニュータウン」第二地区建築協定書の有効期間と同一とする。

### (役員)

第5条 第二地区独自の役員は選出せず、合同運営委員会の役員にその任務をゆだねる。

### (補則)

第6条 合同運営委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は、別に「合同運営委員会の設置に関する規定」に定める。

### (附則)

認可通知書は、合同運営委員会が保管し、その写しを協定者が保管する。



### (3) 「佐倉白銀ニュータウン」第三地区建築協定運営委員会の設置に関する規定

#### (目的)

第1条 この規定は、「佐倉白銀ニュータウン」第三地区建築協定の運営に関する事項を処理するための運営委員会の設置方法について定める。

#### (設置方法)

第2条 「佐倉白銀ニュータウン」第三地区建築協定運営委員会は、第一地区建築協定運営委員会及び、第二地区建築協定運営委員会との合同運営委員会として設置する。

#### (委員)

第3条 合同運営委員会に派遣する委員は、第三地区に所属する「当該年度の自治会班長」とする。

#### (有効期間)

第4条 この規定の有効期間は、「佐倉白銀ニュータウン」第三地区建築協定書の有効期間と同一とする。

#### (役員)

第5条 第三地区独自の役員は選出せず、合同運営委員会の役員にその任務をゆだねる。

#### (補則)

第6条 合同運営委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は、別に「合同運営委員会の設置に関する規定」に定める。

#### (附則)

認可通知書は、合同運営委員会が保管し、その写しを協定者が保管する。

